

観光案内看板情報更新に関する業務委託仕様書

観光案内看板情報更新に関する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は受注者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

1. 業務名

観光案内看板情報更新に関する業務委託

2. 業務の目的

本業務は、吉野山エリアにおける観光案内看板の老朽化、視認性の低下、デザインの不統一、および多言語対応の不足といった課題を解消することを目的とし、景観や地域特性に配慮した統一的なデザインおよび表示ルールを策定するとともに、QRコードを活用した多言語による情報提供の仕組みを構築する。

さらに、本業務で整備する運用基準および維持管理体制は、今後、町内全域における看板の新設や更新時にも活用できる汎用的な基準として整備し、観光客の利便性・回遊性の向上を図るとともに、吉野町全体の魅力発信と良好な景観形成を実現する。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4. 委託上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5. 業務内容

当町吉野山エリアの観光案内看板情報更新に関する業務一式

なお、看板情報更新が必要となる看板は別紙1・2の通りとする。

（1）プランの検討

- ア 看板デザインとピクトグラムを策定し、「観光案内看板設置更新マニュアル」の作成
- イ QRコードを活用した多言語化に係る翻訳
- ウ その他本業務を実施するうえで必要な関連業務

（2）改修工事

- ア 看板改修工事の施工・設置
- イ 既存看板の撤去・処分
- ウ その他本業務を実施するうえで必要な関連業務

6. 業務内容の詳細・補足事項

- (1) 看板情報更新を行う看板は、次の3種類の看板とする。
 - ア. 案内看板（ピクトグラムやイラスト等を活用し、周辺施設の位置関係や観光案内地図などを表示する看板）
 - イ. 説明看板（地域、観光施設、文化財等の概要や利用方法などを説明する看板）
 - ウ. 誘導看板（方向や距離等を表示し、利用者を目的地へ誘導するための看板）
- (2) 説明看板については、吉野産木材を活用し、屋根付きの仕様とする。
- (3) 今後町内で展開される看板整備にも適応することを基本とし、維持管理や将来の更新が容易な仕様とすること。
- (4) 看板における言語表記は、看板の種類に応じて以下のとおり対応するものとする。
 - ア. 案内看板および誘導看板については、日本語と英語の併記とする。
 - イ. 説明看板については、日本語と英語の併記に加え、その他の観光客需要が高い言語（フランス語、中国語〔簡体字・繁体字〕等）についても翻訳を行い、QRコードを活用したデジタル情報提供を行うものとする。
- (5) QRコードの誘導先については、吉野町公式ホームページ等の関連ページを活用するものとする。
- (6) 各看板の現状については、別紙1・2を参照の上、現地確認を行うこと。なお、看板の設置場所は町と協議の上決定する。
- (7) 既存看板は撤去するものとし、撤去後の処分についても本業務に含むものとする。
- (8) 看板の改修及びデザインは、自然公園法及び文化財保護法等関連法令に基づく許可基準を満たすものとし、町が行う許可申請について、図面等必要な書類を作成すること。
- (9) 本件に使用するイラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任については全て受託者が負うこと。
- (10) 当該業務内容に伴い策定、構築、提案した内容を「観光案内看板設置更新マニュアル」として、体系的に整理して作成すること。

7. 成果品

(1) プランの検討

提出物：観光案内看板設置更新マニュアル（A4版：簡易製本）2部及び電子データ

(2) 改修工事

提出物：事業実績報告書（A4版：簡易製本）2部及び電子データ

※上記の電子データは、再編集可能な状態で納入することとし、データの修正に制限をかける加工を行わないこと。なお、電子データについては、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。また、成果品提出後に不備等が発見された場合、受注者の責において訂正すること。

8. 工期

本事業の工期は委託契約締結の日から令和9年2月26日（金）とする。なお、施工者が不可抗力または施工者の責めに帰することのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本町と施工者が協議して決定するものとする。

（１）基本的な考え方

- ア 契約書に定められた各業務は、施工者の責任において実施すること。
- イ 建設業務にあたり必要な関係諸官庁との協議において施工者に起因する遅延については施工者の責めとする

（２）業務遂行上の留意点

- ア 関連法令を遵守し、関連要項、各種基準等を参照して適切な設置工事計画を策定すること。
- イ 騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事による近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。
- ウ 設置工事に伴う影響（特に車両の交通障害、騒音、振動）を最小限に抑えるために工夫を行うこと

9. 業務上の留意事項

- （１）本仕様書は「観光案内看板情報更新に関する業務委託」プロポーザルに適用する。
- （２）本業務に伴う経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- （３）本仕様書は公募型プロポーザル実施用のものであり、契約締結時は契約候補者との協議の内容をふまえ、修正する場合がある。
- （４）その他、本業務を実施するにあたり、疑義が生じた場合は、吉野町産業観光課と協議するものとする

10. その他留意事項

- （１）委託業務の全部または、一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本町の承諾を得た場合は、この限りではない
- （２）受託者は、本委託業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- （３）委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らす。または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された場合も同様とする
- （４）受託者は、委託業務の履行するにあたり、事故の責めに帰すべき事由により本町に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- （５）受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で参加者その他の第三者に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。
- （６）天変地変、感染症の流行、その他の不可抗力の事由に基づき、本町の判断により、業務

の一部または全部を実施しない場合、本町、受託者の双方の協議の上、出来高に基づいて支払額を決めるものとする。支払いにかかる出来高の確定については、受託者が出来高の証明を行うこととする。

- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、本町の指示に従うこと。また、業務の実施につき疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。